

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第3号

平成28年3月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年3月16日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 蕨 和 雄

- 1 期 日 平成28年3月23日（水） 午後3時00分 開議
- 2 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂
- 3 付議事件
 - (1) 佐倉市八街市酒々井町消防組合行政不服審査法施行条例の制定について
 - (2) 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の退職管理に関する条例の制定について
 - (3) 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 佐倉市八街市酒々井町消防組合暴力団排除条例の制定について

○平成28年3月23日

○現在議員12名で次のとおり

1番	久	野	妙	子
2番	小	須	田	稔
3番	中	村	孝	治
4番	三	橋	秀	夫
5番	杉	原		芳
6番	林		政	男
7番	湯	淺	祐	徳
8番	石	井	孝	昭
9番	福	田		守
10番	越	川	廣	司
11番	小	早	稲	賢
12番	宮	野	孝	雄

平成28年3月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会

○議事日程

平成28年3月23日（水曜日）午後3時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第4号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

議案第4号 質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案第1号から議案第4号の上程、説明
6. 議案第1号の質疑、討論、採決
7. 議案第2号の質疑、討論、採決
8. 議案第3号の質疑、討論、採決
9. 議案第4号の質疑、討論、採決
10. 閉 会

○出席議員（11名）

1番	久	野	妙	子
2番	小	須	田	稔
3番	中	村	孝	治
4番	三	橋	秀	夫
5番	杉	原		芳
6番	林		政	男
7番	湯	淺	祐	徳
8番	石	井	孝	昭
10番	越	川	廣	司
11番	小	早	稲	賢
12番	宮	野	孝	雄

○欠席議員（1名）

9番	福	田		守
----	---	---	--	---

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	蕨		和	雄
副 管 理 者	北	村	新	司
副 管 理 者	小	坂	泰	久
会 計 管 理 者	小	林	雅	美
消 防 長	今	井	定	男
次 長	高	橋	秀	樹
総 務 課 長	豊	田	光	弘
予 防 課 長	石	井	美	智
警 防 課 長	太	田	文	和
指 揮 指 令 課 長	山	本		稔
佐 倉 消 防 署 長	清	宮	光	雄
志 津 消 防 署 長	大	島	立	美
八 街 消 防 署 長	高	山	文	男
酒 々 井 消 防 署 長	山	崎	清	貴

○議会事務局出席職員氏名

書	記	長	上	田	敏	広
書		記	高	嶋	昌	治
書		記	岩	竹	雅	子

◎開会及び開議の宣告

(午後 3時00分)

○議長（中村孝治） 始めに、佐倉市企画政策部秘書課より組合議会臨時会において議場における写真撮影の依頼があり、消防職員が撮影のため入室することを許可いたしましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数以上に達しております。

したがって、平成28年3月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

◎諸般の報告

○議長（中村孝治） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員より例月出納検査の結果について報告がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中村孝治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により議席番号7番 湯淺祐徳議員、議席番号8番、石井孝昭議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中村孝治） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村孝治） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

◎議案第1号から議案第4号の上程、説明

○議長（中村孝治） 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第4号までの4件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村孝治） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第4号までの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

(管理者 蕨 和雄 登壇)

○管理者(蕨 和雄) 本日ここに平成28年3月組會議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝申し上げます。

それでは、ただいまから本臨時会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合行政不服審査法施行条例の制定についてでございますが、行政不服審査法が公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い行政不服審査に関する制度の整備を図るため、新規に本条例を制定するとともに、関連する条例を改正いたそうとするものでございます。

議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の退職管理に関する条例の制定についてでございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い当消防組合職員の退職管理の適正を確保するため、新規に本条例を制定いたそうとするものでございます。

議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告による給与制度の総合的見直しを踏まえ、平成27年度及び平成28年度以降の給与について国及び千葉県に準じた改正をいたそうとするものでございます。

議案第4号 佐倉市八街市酒々井町消防組合暴力団排除条例の制定についてでございますが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の制定により、千葉県暴力団排除条例が施行されたことに伴い千葉県その他の関係行政機関等との連携を図り暴力団排除を推進するため、新規に本条例を制定いたそうとするものでございます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが細部につきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重にご審議のうえ可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長(中村孝治) 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

(次長 高橋秀樹 登壇)

○次長(高橋秀樹) 消防本部次長の高橋秀樹でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合行政不服審査法施行条例の制定についてでございますが、行政不服審査法が平成26年6月13日に公布され、施行期日を定める政令において、平成28年4月1日から施行されることに伴い、新たに条例を制定するとともに、関連する条例を一括して改正をいたそうとす

るものでございます。

制定の内容についてでございますが、行政不服審査会を設置し、佐倉市八街市酒々井町消防組合情報公開条例及び佐倉市八街市酒々井町消防組合個人情報保護条例に規定している情報公開審査委員並びに個人情報保護委員の機能を同審査会に集約をいたそうとするものでございます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行をいたそうとするものでございます。

また、本条例の制定に伴い、附則第2項及び第3項において佐倉市八街市酒々井町消防組合情報公開条例の審査委員及び佐倉市八街市酒々井町消防組合個人情報保護条例の保護委員に関する規定を削除し、附則第4項において、佐倉市八街市酒々井町消防組合の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1中、情報公開審査委員及び個人情報保護委員の報酬額を削除し、行政不服審査会会長並びに委員の報酬額を新たに規定をいたそうとするほか、附則第5項において佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例第21条の3第2項中の行政不服審査法関係について改正をいたそうとするものでございます。

次に、議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の退職管理に関する条例の制定についてでございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年5月14日に公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、地方公務員の退職管理の適正を確保するため、あらたに制定をいたそうとするものでございます。

制定の内容についてでございますが、佐倉市八街市酒々井町消防組合を退職した職員が営利企業等に再就職した場合、現職職員への働きかけを規制するとともに再就職状況について、任命権者への届出を義務付ける等、必要な措置を定めようとするものでございます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行をいたそうとするものでございます。

次に、議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成27年8月6日人事院勧告及び同年10月19日千葉県人事委員会勧告による給与制度の総合的な見直しを踏まえ、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の平成27年4月からの給与について、国及び千葉県に準じた所要の改正をいたそうとするものでございます。

改正内容といたしましては、第1条において平成27年度の12月期の勤勉手当を0.75月から0.85月に引き上げるほか、給料表を国及び千葉県の増額改定に準じ、給料月額を引き上げようとするものでございます。

改定率は0.24パーセントから0.42パーセントで平均改定率は0.33パーセントでございます。

続きまして、第2条において給料表に定める職務の級に分類するための基準となる標準的な職務内容について新たに別表を定めるほか、管理職手当を支給される職員が週休日等以外の深夜において、緊急の必要により午前0時より午前5時までの間、勤務した場合の管理職員特別勤務手当の支給について定めるとともに、平成28年度以降の勤勉手当について6月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ0.8月にいたそうとするものでございます。

施行期日につきましては、公布日から施行をいたそうとするものでございますが、第1条関係の規定に

については、平成27年4月1日から適用をいたそうとするものでございます。

次に、議案第4号 佐倉市八街市酒々井町消防組合暴力団排除条例の制定についてでございますが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の制定により、千葉県暴力団排除条例が平成23年9月1日に施行されたことに伴い、暴力団の排除に関し基本理念を定め、佐倉市八街市酒々井町消防組合の事務等から暴力団の排除のための必要な事項を定めようとするものでございます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行をいたそうとするものでございます。

以上で提案理由の細部の説明を終わりにさせていただきます。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治） 議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合行政不服審査法施行条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合行政不服審査法施行条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治） 議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の退職管理に関する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の退職管理に関する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治） 議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治） 議案第4号 佐倉市八街市酒々井町消防組合暴力団排除条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号 佐倉市八街市酒々井町防組合暴力団排除条例の制定について採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上を持ちまして、本議会に付議されました案件は終了いたしました。

◎閉会の宣言

○議長（中村孝治） 以上をもちまして、平成28年3月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会を閉会いたします。

（午後 3時21分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 中 村 孝 治

署名議員 湯 淺 祐 徳

署名議員 石 井 孝 昭